

改正後

改正前

<p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 風しん</p> <p>三 麻しん</p> <p>4 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〃十八 (略)</p> <p>十九 百日咳</p> <p>二十 (略)</p> <p>五〃八 (略)</p> <p>(指定届出機関の指定の基準)</p> <p>第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 224 303 369">一</td> <td data-bbox="245 369 582 728">                     RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎                 </td> <td data-bbox="245 728 582 1097">                     診療科名中に小児科を含む病院又は診療所                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	一	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎	診療科名中に小児科を含む病院又は診療所	(略)	(略)	(略)
一	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎	診療科名中に小児科を含む病院又は診療所					
(略)	(略)	(略)					
<p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 麻しん</p> <p>4 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〃十八 (略)</p> <p>十九 風しん</p> <p>二十 (略)</p> <p>五〃八 (略)</p> <p>(指定届出機関の指定の基準)</p> <p>第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="245 1164 303 1310">一</td> <td data-bbox="245 1310 582 1668">                     RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎                 </td> <td data-bbox="245 1668 582 2060">                     診療科名中に小児科を含む病院又は診療所                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	一	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎	診療科名中に小児科を含む病院又は診療所	(略)	(略)	(略)
一	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎	診療科名中に小児科を含む病院又は診療所					
(略)	(略)	(略)					

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則